

子ども家庭課

港区立母子生活支援施設条例の制定について

1 施設の目的

本施設は、様々な事情により養育が困難となった母子を入所させ、保護するとともに、自立を促進するための生活支援を行い、併せて、退所者について相談その他の援助を行うことを目的としています。(児童福祉法第38条)

2 施設の名称及び位置等

(1) 名称

港区立母子生活支援施設 メゾン・ド・あじさい

(2) 位置等

所在地 東京都港区南青山五丁目7番12号

(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター4階部分

延床面積 約1,000 m²

(3) 諸室概要

母子居室(10室、キッチン・バス・トイレ・エアコン付)、
事務室、宿直室、学習室、集会室、保育室、静養室、相談室、倉庫

3 利用対象者

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子である保護者及びその者の監護すべき児童(18歳未満)。ただし、子どもが18歳を超えても、必要があると認められる場合は、20歳に達するまで利用を延長することができます。

4 支援の内容

本施設では、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援を行います。

支援にあたって、施設長は、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定します。

<支援の概要>

項目		内容
1	入所初期の支援	①生活の安定に向けた支援 ②精神的な安定をもたらす支援
2	母親への支援	①安定した家庭生活を営むために必要な支援 ②子どもとの適切なかかわりができるための支援 ③安定した対人関係を築くための支援
3	子どもへの支援	①養育・保育に関する支援 ②学習や進路、悩み等への相談支援 ③人との関係づくりの支援 ④思いやりの心を育む支援
4	DV被害からの回避・回復	①母子の緊急利用に適切に対応する体制整備 ②DV防止法に基づく保護命令や支援措置など適切な情報提供と支援 ③母子の安全確保を適切に行うために必要な体制の整備 ④心理的ケア等によるDVの影響からの回復支援
5	子どもの虐待状況への対応	①虐待体験からの回復支援 ②子どもの権利擁護のための関係機関との連携
6	家族関係への支援	①母子の家族関係の悩みや不安に対する相談支援
7	特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援	①障害や精神疾患のある母子、その他の配慮が必要な母子に対する支援及び関係機関との連携
8	主体性を尊重した日常生活	①日常生活の支援における母子の主体性の尊重 ②母子が参加しやすい行事等の計画と実施
9	就労支援	①母親の職業能力開発及び就労の支援 ②就労が困難な母親支援及び職場等との連携
10	アフターケア	①母子が安定した生活を送るための退所後の支援

5 入所者の負担

入所者は、港区児童福祉法施行細則（第8条徴収金基準額）に基づき、徴収金を負担します。

6 指定管理者による管理運営

深刻な課題を抱える母子の生活基盤を再構築し、安全・確実に自立を支援するためには、母子保護の経験を有する民間事業者の専門スキルによる入所者への丁寧な支援が不可欠なことから、本施設は、指定管理による管理運営を行います。

7 条例の概要

(1) 目的（第1条）

この条例は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進

のためにその生活を支援し、あわせて退所した者の相談その他の援助を行うため、港区立母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(2) 名称、位置及び室数（第2条）

- ア 名称 港区立母子生活支援施設 メゾン・ド・あじさい
- イ 位置 東京都港区南青山五丁目7番12号
- ウ 室数 10室

(3) 事業（第3条）

- ア 児童福祉法（以下「法」という。）に基づく母子の保護に関すること。
- イ 生活支援、養育支援、健康管理、就労支援その他自立の促進に関すること。
- ウ 母子生活支援施設を退所した者の相談その他の援助に関すること。
- エ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(4) 利用の拒否（第4条）

区長は、次のいずれかに該当するときは、母子生活支援施設の利用を拒否することができるものとします。

- ア 使用している室数が10室に達しているとき。
- イ 利用しようとする者が感染症にかかっているとき。
- ウ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に不相当と認めるとき。

(5) 退所（第5条）

区長は、入所者が母子保護の実施を解除されたときは、退所させるものとします。

ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、相当の期間を定めて退所を猶予することができるものとします。

なお、退所するときは、区長が指定する期日までに、原状に回復し、明け渡さなければならないものとします。

(6) 猶予者に係る使用料（第6条）

退所を猶予された者（以下「猶予者」という。）が納める使用料は、入所者が法に基づき徴収される額と同額とします。

使用料は日割計算により算出するものとし、毎月末月までにその月分の使用料を納付しなければならないものとします。

(7) 使用料の減免及び徴収猶予、不還付（第7条、第8条）

区長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額若しくは免除し、又は徴収を猶予することができるものとします。

また、既に納めた使用料は還付しないものとします。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができるものとします。

(8) 入所者等の負担する費用（第9条）

ア 電気、ガス及び上下水道の使用料

イ 入所者及び猶予者（以下「入所者等」という。）の責めに帰すべき理由による修繕に要する費用

ただし、区長が入所者等に負担させることが適当でないとするものについて、その全部又は一部を負担させないことができるものとします。

ウ 前各号に掲げるもののほか、区長が指定する費用

(9) 禁止行為（第10条）

猶予者は、母子生活支援施設の利用の権利を譲渡、転貸してはならず、入所者等は入所者等以外の者を同居させたり、母子生活支援施設の管理上支障があると認められる行為をしてはならないものとします。

(10) 工作等の禁止（第11条）

入所者等は、区長の承認を受けずに、母子生活支援施設に模様替えその他の工作を加え、又は敷地内に工作物を設置してはならないものとします。

(11) 損害賠償の義務（第12条）

母子生活支援施設の施設に損害を与えた者は、損害額を賠償しなければならないものとします。

(12) 指定管理者（第13条から第18条まで）

公の施設の管理運営事項として、指定管理者について一般的な事項を規定します。

(13) 委任（第19条）

この条例の施行について必要な事項は、区規則で定めます。

(14) 付則

この条例は、区規則で定める日から施行します。ただし、第14条から第17条まで及び第19条の規定は、公布の日から施行します。

8 今後のスケジュール（予定）

令和元年10月	条例公布
10月	指定管理者の公募開始
令和2年2月	令和2年第1回港区議会定例会 (指定管理者の指定議案提出)
令和3年4月1日	条例施行 施設開設